

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	下水道受益者負担金・分担金管理システム	
行政機関等の名称	八幡平市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	受益者負担金及び分担金の計算、収納業務（収納消込、滞納整理）	
記録項目	1 受益者氏名、2 受益者住所、3 家屋情報（対象土地の所在地、土地所有者、地目、面積、決定地積、猶予地積）、4 調定情報、5 収納情報（納入日、入金日、納付金額）、6 使用者番号	
記録範囲	公共下水道、農業集落排水及び市設置型戸別浄化槽の受益者	
記録情報の収集方法	本人届出、未納者との折衝等により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市上下水道事業	
	（所在地）八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	給水台帳システム	
行政機関等の名称	八幡平市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	市水道施設及び給水装置情報の確認、施設台帳の管理	
記録項目	1 使用者氏名、2 水栓場所、3 給水台帳（配管図、口径、水道メーター及び止水栓等の位置）、4 使用者番号、5 指定給水装置工事事業者、6 平面図、7 施設台帳	
記録範囲	給水装置工事申請者	
記録情報の収集方法	給水装置（新設、改造、修繕、撤去）工事申請に基づき、指定給水装置工事事業者より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市上下水道事業	
	（所在地）八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市設置型戸別浄化槽台帳	
行政機関等の名称	八幡平市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	市設置型戸別浄化槽情報の確認、台帳の管理	
記録項目	1 申請者氏名、2 申請者住所、3 申請者電話番号、4 設置場所、設置場所面積、5 延べ床面積、6 使用人数、7 浄化槽の大きさ（人槽）、8 土地所有者、9 土地所有者住所、10 貸付面積、11 排水設備業者、12 請負業者、13 請負額	
記録範囲	戸別浄化槽設置申請者	
記録情報の収集方法	戸別浄化槽設置申請に基づき、排水設備指定工事店より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市上下水道事業	
	（所在地）八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	浄化槽保守点検計画表	
行政機関等の名称	八幡平市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	市設置型戸別浄化槽の維持管理業務	
記録項目	1 申請者、2 住所、3 電話番号、4 人槽、5 処理方法、6 使用開始日、7 使用人員、8 清掃日、9 保守点検の記録（詳細）	
記録範囲	市設置型戸別浄化槽使用者	
記録情報の収集方法	市設置型戸別浄化槽の使用開始届に基づき、上下水道課工務係より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	戸別浄化槽維持管理業務の委託業者（毎年度入札で決定）、岩手県浄化槽検査センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市上下水道事業	
	（所在地）八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	水道メーター交換業務対象者一覧	
行政機関等の名称	八幡平市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	水道メーター交換業務対象者の確認、交換に関するお知らせの送付、業務の管理	
記録項目	1 使用者氏名、2 給水装置場所、3 使用者番号、4 口径、5 メーター番号	
記録範囲	水道メーター交換業務対象者	
記録情報の収集方法	水道総合管理システムから対象者を抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	八幡平市指定給水装置工事事業者（毎年度入札で交換業務の委託業者を決定）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市上下水道事業	
	（所在地）八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	水道総合管理システム	
行政機関等の名称	八幡平市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	水道料金、下水道使用料及び水道加入金等の計算、収納業務（収納消込、還付・充当、口座振替、滞納整理、納付証明）	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 口座情報（名義人、金融機関、支店名、口座番号）、5 調定情報、6 収納情報（納付方法、納入日、納付金額）、7 使用区分、8 使用開始日、9 使用中止日、10 事業区分、11 使用者番号、12 世帯人員、13 検針情報、14 給水台帳	
記録範囲	給水契約申込書、給水中止届及び給水装置（用途、水道使用者等）変更届提出者 給水装置（新設、改造、修繕、撤去）工事申込書提出者	
記録情報の収集方法	本人届出、未納者との折衝等により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市上下水道事業	
	（所在地）八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	排水設備等計画確認台帳	
行政機関等の名称	八幡平市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	排水設備等計画確認申請に係る受付、管理に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 設置場所、5 工事内容、6 工事業者情報、7 排水設備情報、8 給水情報	
記録範囲	排水設備等計画確認申請者	
記録情報の収集方法	排水設備等計画確認申請により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市上下水道事業	
	(所在地) 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備 考		